

審議会等への女性の参画促進に関する指針

第1 目的

政策や方針の決定過程に、男女それぞれの意見が均等に反映されることを目指し、佐賀県男女共同参画推進条例(平成13年10月9日佐賀県条例第42号)第16条(附属機関等における積極的改善措置)の規定に基づき、県の各種審議会等への女性の参画を促進する。

第2 対象

この指針の対象とする「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された協議会、委員会等とする。

第3 取組方針

審議会等の委員の任命にあたっては、男女の均衡が図られるようにするため、ポストや肩書にとらわれず、適切な人材を選任する。

第4 数値目標

県全体の審議会等における女性委員の割合を40%以上をすることを目標とする。ただし、国の法律、政令、規則、告示により、具体的に職が指定されている委員は、数値目標の対象外とし、委員数に含めないこととする。

第5 各審議会等における目標

各審議会等において、委員の任命を行うにあたっては、次に定めるとおり、女性委員の参画状況に応じた目標を達成するように取り組む。

委員を改選する審議会等(一部改選の場合を含む)

ア 女性委員の割合が40%以上である審議会等

現在までの女性委員割合の最大値を下回らないように委員の選任を行う。

ただし、女性委員の割合が60%を超える審議会等においては、女性委員の割合が60%未満にならないように委員の選任を行う。

イ 女性委員の割合が40%未満である審議会等

女性委員の割合が40%以上となるように委員の選任を行う。

新たに設置する審議会等

女性委員の割合が40%以上となるよう委員の選任を行う。

第6 具体的取組

各審議会等において、委員の選任にあたっては、次に掲げる具体的方法等により、積極的に女性の参画を促進する。

「充て職」により委員を選定する場合

ア 団体の長、役員等の職に限定せず、団体関係者の中から幅広く女性の参画に努める。

イ 県職員が委員となっている審議会等については、引き続きその職に充てる必

要があるかどうかを再検討する。

「団体推薦」により委員を選定する場合

ア 団体等に推薦を依頼する場合、団体の長、役員等に限定せず、特に女性の積極的な推薦を依頼する旨を明確にする。

イ 推薦団体の見直しを行うなど女性が推薦されやすいよう努める。

「専門分野又は意見を聞く必要がある分野」については、狭義の専門分野に限定せず、関連領域にまで広げて、女性の参画促進に努める。

前各号に掲げる方法の他、次に掲げる方法を検討し、可能な限り女性が参画できる条件づくりを推進する。

ア 委員の公募制を導入する。

イ 条例等における委員の選任規定及び選任方法を見直す。

第7 検証

毎年度の末日における県の審議会等の女性委員の割合を調査し、その割合が40%以上を達成できなかった審議会等については、各々その理由を明確にし、公表する。

第8 その他

「審議会等の設置及び運営に関する基本指針」第5の2(1)の事前協議に用いる協議書は、別紙様式1のとおりとする。

なお、この指針に定めるもののほか、運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成24年4月1日から施行する。

「各種審議会・委員会等への女性の登用促進対策」(平成5年7月19日佐賀県女性行政推進会議決定)は廃止する。

2 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

3 この指針は、平成29年3月29日から施行する。

協 議 書	
課 名	
審議会等の名称	
現在の審議会等	総数 人（うち男性 人、女性 人）：女性委員割合 % （任期 年： 年 月 日～ 年 月 日）
各審議会等における個別目標	平成 年度目標：女性委員割合 % 総数 人（うち男性 人、女性 人）
変更する委員	人（うち男性 人、女性 人）：女性委員割合 % （任期 年： 年 月 日～ 年 月 日）
変更後の審議会等	総数 人（うち男性 人、女性 人）：女性委員割合 %
個別目標の達成状況 （いずれかに）	達成 未達成
未達成の場合	女性の参画促進に関する指針に沿った取組状況
	女性の参画促進に向けた今後の対応策
達成の場合	個別目標を上回る女性委員参画の可能性
男女参画・女性の活躍推進課の判断 （男女参画・女性の活躍推進課で記入）	

（注）関係法令及び新旧委員名簿案を添付すること。